

千葉県期待しています！シニア人材事業委託プロポーザル募集要項

1 業務名

千葉県期待しています！シニア人材事業

2 事業の目的・内容

介護職未経験のシニア世代（50歳以上の方）を対象に、介護職員初任者研修の実施、職場体験・職場見学の実施、介護事業所等とのマッチング支援をパッケージで実施することにより、介護分野への参入のきっかけを作り、介護の業務に多様な人材の参入の促進を図る。

3 委託料上限（単位：千円）

6,443千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※当該委託料は、令和8年2月議会において、令和8年度予算案が成立することを前提としたものである。このため、予算不成立の場合は、募集や審査を中止したり、契約締結しない場合がある。

なお、いずれの場合も、本企画提案への参加に要した経費は企画提案者の負担とする。

4 応募資格

次の（1）から（6）までのすべての条件を満たすものとする。

（1）仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること。

（注）介護職員初任者研修の実施についても委託業務に含めているため、事業の受託者は、原則として本県における介護職員初任者研修の事業者の指定を受けている必要がある。

（2）法人格を有している団体であること。

（3）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

（4）宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。

（5）特定の公職者（候補者を含む）、又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした

団体でないこと。

(6) 暴力団でないこと及び暴力団もしくは暴力団員の統制下にある団体でないこと。

5 委託期間

契約日から令和9年3月31日まで

6 主な対象経費

人件費、交通費、運営費（消耗品費、通信費、賃借料、普及啓発資料作成費を含む。）、

その他

7 説明会

委託業務の詳細及び受託申込書等の記載方法等について説明会を開催する。

(1) 日時 令和8年2月24日（火）午前10時00分から

(2) 開催方法 ZOOMを活用し、オンライン形式で実施する。

(3) 申込方法 電子メールによる。（様式任意。）

参加を希望する場合は、法人等の名称及び参加者（2名以内）、連絡先の電話番号及びメールアドレスを令和8年2月19日（木）午後5時までに下記の連絡先に連絡すること。参加申込者には、ZOOM会議の情報を電子メールにて事前送付する。

(4) 連絡先 〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部健康福祉指導課 福祉人材確保対策室

メールアドレス：ksjinzai@mz.pref.chiba.lg.jp

※当説明会に出席しなくても、プロポーザルには参加することができる。

8 質問の受付及び回答

(1) 受付方法

本件に関する質問はすべて様式3「質問書」により行うものとし、本募集要項「問い合わせ先」に持参又は電子メールにより提出することとする。ただし、提案の状況、選考委員名等に関する質問は受け付けられないため留意すること。

(2) 提出期限：令和8年2月25日（水）午後5時必着

(3) 回 答 (1)により受け付けた質問について、回答を行う。

9 応募方法

(1) 提出書類

ア. 千葉県期待しています！シニア人材事業受託申込書【様式1】

イ. 経費見積書【様式2】

ウ. 法人の定款

エ. 法人全体の最新の決算書

オ. 介護職員初任者研修事業者指定通知書の写し

カ. その他、参考資料があれば添付

※職業安定法第4条第9項に規定する職業紹介事業者であれば、職業紹介許可証の写しも添付すること。

(2) 応募方法

ア 応募書類の提出方法

持参、郵送又は電子メール

※郵送・電子メールにより提出する場合は、電話による到達確認を行うこと。

イ 応募書類の提出場所

(ア) 持参、郵送の場合

千葉県 健康福祉部 健康福祉指導課 福祉人材確保対策室

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎6階

(イ) 電子メールの場合

メールアドレス：ksjinzai@mz.pref.chiba.lg.jp

ウ 応募書類の受付時間

午前9時から午後5時まで（土・日曜日及び祝祭日を除く。）

なお、電子メールでの提出の場合は、この限りでない。

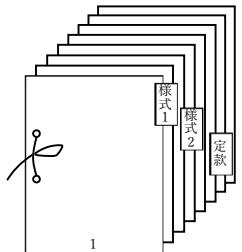
(3) 提出部数（持参、郵送の場合）

正本1部、副本5部

(4) 作成上の注意事項

ア 持参又は郵送で提出する場合

- (ア) 原則としてA4サイズ（縦）で統一すること。
- (イ) 片面印刷とし、各ページの下部にページ番号を通しで振ること。
- (ウ) 左側に2つ穴をあけ、こより紐等で一部ずつ編冊すること。
ホチキスやクリップ類は用いないこと。
- (エ) 各様式の1枚目に「様式○」のように、様式番号等を記載したインデックスシールを貼付すること。



イ 電子メールで提出する場合

- (ア) PDFデータで提出し、ファイル名は「様式○」のように、わかりやすくすること。
- (イ) 添付ファイルの容量が7MB以上の場合には受信できないため、容量が大きい場合は複数回に分ける等して提出すること。

(5) 応募書類の提出期限

令和8年3月4日（水）午後5時（必着）

※ 未着、遅延等の場合は、原因の如何を問わず失格として取り扱う。郵送する場合には、十分な余裕をもって発送すること。

10 審査

(1) 提出書類の形式的審査を行い、その後に受託候補者選考会議において書面審査及びヒアリングを行った上で、申請者を採点する。県は、会議の全提案者の採点結果を参考に受託候補者を選定する。なお、必要ないと認めた場合はヒアリングを実施しない場合がある。

(2) 受託候補者選考会議のヒアリングは、令和8年3月中旬（予定）に実施する。
詳細については、後日、応募者に対して通知する。

(3) 以下の審査基準により総合的に評価し、選定する。

No.	審査項目	審査基準
1	事業実績	法人として介護人材育成に関する事業及びマッチング支援等の実績はあるか。
2	実施方針	事業目的や趣旨を理解し、これに合致したものであるか。
3	募集・広報	募集・広報手段は、多くの対象者が集まり、シニア人材の就業促進につながるような効果的なものであるか。
4	事業の実施体制	職員の配置体制は十分であるか。 初任者研修について、仕様書に定める圏域ごとに確實に実施できる体制が整っているか。 職場体験やマッチングについて、介護事業者や福祉人材センター等との連携や、シニア人材のニーズを踏まえた就労につながりやすい支援を期待できるか。 事業の遂行に対し、熱意・誠実さが感じられるか。
5	所要経費	見積書に所要経費・算定根拠が明確に示されており、提案内容の費用対効果は高いか。
6	その他	独自の提案があり、事業の目的達成に当たり、より大きな成果が期待されるような内容であるか。

(4) 選考結果は、応募者に文書で通知する。

11 問い合わせ先

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1

千葉県健康福祉部健康福祉指導課 福祉人材確保対策室

電話：043-223-2606 FAX：043-222-6294

Mail:ksjinzai@mz.pref.chiba.lg.jp

12 募集資料の配布

募集資料については、説明会及び前項記載の問い合わせ先で配布するほか、千葉県庁のホームページからダウンロードすることができる。なお、(4)については、募集に当

たって参考として配布するものであり、委託契約における仕様書とは異なる場合があるため留意すること。

- (1) 千葉県期待しています！シニア人材事業受託申込書【様式1】
- (2) 経費見積書【様式2】
- (3) 質問書【様式3】
- (4) 千葉県期待しています！シニア人材事業業務委託仕様書
- (5) 個人情報取扱特記事項
- (6) 談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項

13 応募者の失格事由

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 応募資格のない者が応募した場合
- (2) 提出期限を過ぎて応募申請書が提出された場合
- (3) 提出した応募申請書に虚偽の記載があった場合
- (4) 会社更生法等の適用を申請している等、契約履行が困難と認められると判断される場合
- (5) 選考の公平性を害する行為があった場合

14 委託契約

上記10の審査を経て県が選定した受託候補者と協議の上、事業実施に係る委託契約を締結する。

(留意事項)

- (1) 提案書の提出及び選考会議の開催は、提案内容及び応募団体の審査・選定のためのものであり、また、選定は提案内容をそのまま了承するものではないため留意すること。
- (2) 契約にあたっては、千葉県財務規則第99条の規定により、契約金額の百分の十以上の契約保証金を納める必要がある。ただし、契約保証金は免除する場合がある。
- (3) 本件受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、受託業務の一部の再委託については、書面により県の承諾を得たときは、この限りではない。

15 スケジュール（予定）

令和8年2月 2日（月）～	募集開始
2月24日（火）	説明会
3月 4日（水）	書類提出期限
3月 中旬	選考会議の実施及び選考結果の通知
4月 上旬	委託契約の締結・事業開始

16 注意事項

- (1) 県は、業務の実施状況について、必要に応じて報告若しくは資料の提出を求め、又はこれに関する台帳その他関係書類を閲覧し、調査することがある。
- (2) 業務の遂行にあたっては、利用者及びその関係者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、業務上知りえた秘密を第三者に漏らしてはならない。
- (3) 県は、「談合等及び暴力団等排除に係る契約解除と損害賠償に関する特約条項」に該当する場合や委託業務に着手すべき時期を過ぎても委託業務に着手しない場合など、この業務を遂行することに不適格であると認めたときは委託契約を解除することがある。
- (4) この業務の処理に関し発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む）のために生じた経費は受託事業者が負担するものとする。ただし、その損害が県の責めに帰する理由による場合においては、その損害のために生じた経費は県が負担するものとし、その額は受託事業者と協議して定めるものとする。
- (5) その他、この事業の目的を達成するために必要な業務を行ってもらうことがある。